

令和4年度における教職大学院の学生が連携協力校において行う実習の実施方法の弾力化及び留意事項に関する通知を踏まえ、各教育委員会等に教職大学院の実習生の受入れについて協力をお願いする事務連絡です。

事務連絡

令和4年3月25日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

「令和4年度における教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項について」の送付について

各学校の設置者におかれては、新型コロナウイルス感染症対策について、文部科学省から累次にわたりお示ししております通知等を踏まえ、必要な感染症対策を講じていただいていることと存じます。

この度、令和4年度における教職大学院の小中学校等その他関係機関で行う実習（以下「実習」という。）の実施方法の弾力化及び留意事項について、教職大学院を置く各国私立大学に対して別添の通知を发出しましたので、御承知おきください。

令和4年度の実習については、感染症の状況を踏まえつつ、実習方法、実施時期、期間、連携協力校等との調整等について弾力的な対応を検討するよう、教職大学院に周知しております。実習生を受け入れることとなる幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及びその他関係機関等（以下「連携協力校等」という。）や教育委員会等におかれては、各連携協力校等の状況を踏まえつつ教職大学院と連携・協力して御対応いただけますようお願いいたします。また、実習中は、学生は各連携協力校等における感染症対策に基づいて行動することになりますので、必要な指示を行っていただくようお願いいたします。

必要な感染症対策を講じながら教育活動を行う中で、実習生を受け入れることとなり、御負担をおかけいたしますが、教員免許状を有する教職大学院実習生が、新型コロナウイルス感染症による影響への対応を含め、各連携協力校等が直面する諸課題を踏まえた多様な実習活動に従事することにより、各学校の教育活動に寄与することも期待されることから、実習生の受入れに引き続き御協力を賜りますようお願いいたします。

また、別添通知において、令和4年度に限り、小学校等における令和4年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を支援する等の学習指導員としての活動について、教職大学院の実習として位置付けることを可能としたところです。これにより、例えば、放課後等における補習指導や個別学習指導など、今般の事案を受けた各学校の直面する諸課題により柔軟に対応した実習となることが期待されます。各教育委員会等におかれては、教職大学院で学ぶ学部新卒学生等を、児童生徒

の学習を支援・充実するための学習指導員として積極的に採用することについても御検討いただけますと幸いです。その際には、当該学生が教員としての実践的な能力を培うことができるよう、教職大学院とも十分調整の上、学習指導員の配置校と教職大学院との密接な連携体制の構築や学生の実習計画に応じた配置校の教員による指導・助言など、実習環境の確保について御協力を賜りますようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所管の学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所管の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教員養成企画室教職大学院係

電 話：03-5253-4111（内線 5003）

E-mail：kyoin-y@mext.go.jp

教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項について（継続）

教職大学院の学生が連携協力校等において行う実習について、令和2年度及び令和3年度に引き続き、令和4年度の特例として、学校における学習指導員としての活動を実習として位置付けることや、双方向オンライン通信等の手段の活用による在宅等による実習を認めること等について、お知らせするものです。

3 教教人第 42 号

令和 4 年 3 月 25 日

教職大学院を置く各国私立大学長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

小幡 泰弘

令和 4 年度における教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項について（通知）

教職大学院を置く各国私立大学（以下「教職大学院」という。）におかれては、新型コロナウイルス感染症対策について、「令和3年度後期の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」（令和3年9月30日付3文科高第697号高等教育局長通知）及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底等について（周知）」（令和4年2月18日付高等教育企画課事務連絡）等を踏まえ、必要な感染症対策を講じていただいていることと存じます。

令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置等の影響により、教職大学院における、専門職大学院設置基準第29条第1項に定める「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習」（以下「実習」という。）に係る実習生の受け入れも通常の方法では困難な状況になりうることも踏まえ、「令和3年度における教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項について（通知）」（令和3年5月18日付3教教人第8号教育人材政策課長通知）における特例を延長することとしました。

つきましては、令和4年度に行われる実習の実施方法の弾力化や、実習生を受け入れる幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及びその他関係機関等（以下「連携協力校等」という。）への影響を考慮し、その実施に当たって留意いただきたい事項について、下記のとおり考え方をまとめましたのでお知らせします。

各教職大学院におかれては、これらの事項について十分に御留意いただき、実習生を受け入れる連携協力校等や教育委員会等とも連携・協力の上、実習の円滑な実施について、責任を持って必要な対応をお願いいたします。

なお、本通知は教職大学院における実習に関するものであり、教育実習に関する取扱いにつきましては「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）」（令和4年3月25日付3文科教第1398号総合教育政策局長通知）において通知しておりますので御留意ください。

記

1. 実習方法

(1) 教職大学院における実習は、学校経営、学級経営、生徒指導、教育課程経営をはじめ学校の教育活動全体について総合的に体験し、教員の指導の下、一定期間計画的・継続的に学校教育活動に参画するものであることから、新型コロナウイルス感染症の影響により、実習の受入れ先となる連携協力校等における授業実習の実施が困難である場合であっても、教職大学院の体系的な教育課程の一環として位置づけられることを条件に、学校における幅広い教育活動に従事することをもって、実習と位置づけることも可能であること。

例えば、連携協力校等における双方向オンライン通信等を活用した授業や補習指導のための教材作成や実施、放課後等における個別学習指導、その他児童生徒一人ひとりの学習の状況の把握や学習に著しい遅れが生じないための学校の様々な取組への参画、学校の安全・安心を確保するための衛生面の保持に向けた取組への参画など、幅広い学校教育活動について、実習の対象とすることも可能であること。この場合、連携協力校等と十分な連絡・連携を行い、連携協力校等にとって過度の負担とならないよう配慮するとともに、実習現場の実習生への指導や助言等、教職大学院の教員による十分なサポートが行われること。

(2) 小学校等における令和4年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を支援する学習支援等のために配置される人材等としての活動については、教職大学院の体系的な教育課程の一環として位置づけられ、かつ、教職大学院の教員及び連携協力校等の教員による実習生への指導・助言を踏まえて行われる場合にあっては、令和4年度に限り、実習として位置づけて差し支えないこと（ただし、(3)において在宅により又は大学において実習に参加する場合を除く）。

(3) 令和4年度に限り、連携協力校等の状況を踏まえつつ、連携協力校等の負担にならないことを前提に、実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で、実習生が双方向オンライン通信等の手段を活用しながら在宅により又は大学において実習に参加することは差し支えないこと。ただし、当該実習が、連携協力校等の学校教育活動に直接従事するものであって、教職大学院の教員及び連携協力校等の教員による指導・助言を受けながら行われるものに限る。なお、教職大学院の教員及び連携協力校等の教員による実習生への指導・助言の際には「令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について(周知)(令和4年3月22日付高等教育企画課事務連絡)」及び「大学等における遠隔授業の取扱いについて」(令和3年4月2日付け3文科高第9号高等教育局長通知)において示された、遠隔授業等の実施に係る留意点について留意いただきたいこと。

例) 実習10単位のうち令和4年度に修得が必要な6単位について、これまで24日間で実施していたもののうち、8日間分までは在宅又は大学から実習に参加することが可能。

◎ 1単位当たり 30 時間で授業時間数を設定し、令和4年度には実習 10 単位のうち 6 単位の修得が必要な場合

$$6 \text{ 単位} \times 30 \text{ 時間} = 180 \text{ 時間} \Rightarrow 24 \text{ 日間}$$

$$(180 \text{ 時間} \div 7.5 \text{ 時間 (1日あたり)}) = 24 \text{ 日間}$$

※大学設置基準等において、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とされていることを踏まえ、授業以外における事前学修・事後学修が学生によって行われることが必要であることには留意。

◎ 1単位当たり 30 時間で授業時間数を設定し、令和4年度には実習 10 単位のうち 6 単体を修得するが、総授業時間数のうち 1 / 3 を在宅又は大学からの実習参加により行う場合

$$6 \text{ 単位} \times 30 \text{ 時間} = 180 \text{ 時間}$$

$$180 \text{ 時間} \div 3 = 60 \text{ 時間} \Rightarrow \underline{8 \text{ 日間}} \quad \text{※在宅・大学からの実習参加}$$
$$(60 \text{ 時間} \div 7.5 \text{ 時間 (1日あたり)}) = 8 \text{ 日間}$$

$$300 \text{ 時間} - 60 \text{ 時間} = 240 \text{ 時間} \Rightarrow \underline{16 \text{ 日間}} \quad \text{※学校現場での実習}$$

$$(240 \text{ 時間} \div 7.5 \text{ 時間 (1日あたり)}) = 16 \text{ 日間}$$

2. 実習科目単位の免除

専門職大学院設置基準第29条第2項において、「教職大学院は、教育上有益と認めるときには、当該教職大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる」としていることから、教員としての実務経験を有する学生の実習科目の履修に当たっては、各教職大学院の定める実習科目免除規定も踏まえつつ、実習に必要な単位数について弾力的に検討していただきたいこと。なお、実習により修得する単位の免除に当たっては、学生の教職経験を適切に評価した上で、実習により修得させようとする内容との相関性等を踏まえ、免除の可否及び免除する単位数を適切に判断する必要があること。

3. 学生への事前指導

(1) 実習の実施の2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすことなどを学生に徹底していただくこと。実習中は、これに加えて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着することなど一層の感染症対策を行うことを学生に徹底していただくこと。

(2) 実習に参加予定の学生の家族等の感染が確認されるなど学生が濃厚接触者に特定された場合、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年2月2日一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して7日間は実習への参加を見送るよう指導していただくこと。

(3) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生

活様式」などの連携協力校等における感染症対策の取組について十分に理解させた上で教育実習に参加させていただくこと。

- (4) 実習中は受入先である各連携協力校等における感染症対策の指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、連携協力校等と相談の上、児童生徒等との接触は絶対に避け、自宅で休養することを学生に徹底していただくこと。

4. 実習実施前の事前調整

- (1) 実習生を受け入れる連携協力校等の今年度の受入数が制限される場合には、修了年次の学生など実習を次年度に実施することができない事情のある学生を優先していただきたいこと。
- (2) 大学設置基準等において、実習は30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位としていることから、実習の授業時間数や実施期間の設定に当たっては、実習生を受け入れる連携協力校等の状況も踏まえ、弾力的に検討していただきたいこと。
- (3) 感染症対策に取り組みながら教育活動を行う連携協力校等においては、通常期と同様な実習を行うことが困難な場合もあると考えられる。「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、実習の内容、方法等について、受入先の連携協力校等と相談しつつ弾力的に検討していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症については、下記の文部科学省のホームページなどを通じて関係省庁や自治体等からの最新の情報も十分に踏まえて対応いただきたいこと。
文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

5. 実習中の留意事項

学生の感染が判明した場合や、地域の感染拡大の状況等により、急遽、実習を中止せざるを得ない場合などにおいては、教職大学院、学生、連携協力校等・教育委員会が速やかに連絡を取り合うことができるよう、教職大学院は確実に連絡体制を構築していただくこと。

6. 実習後の留意事項

実習の終了後に、学生の感染が判明した場合、教職大学院は連携協力校等・教育委員会に速やかに連絡するとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び濃厚接触者の特定に係る取扱いの変更等について（周知）」（令和4年3月17日付高等教育企画課事務連絡）等を踏まえ、適切な対応を行っていただきたいこと。

（関連通知等）

- 「令和3年度後期の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」（令和3年9月30日付3文科高第697号高等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/content/20210930-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底について（周知）」（令和4年2月18日付高等教育企画課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20220221-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

○「令和3年度における教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項について（通知）」（令和3年5月18日付3教教人第8号教育人材政策課長通知）

https://www.mext.go.jp/content/20210518-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf

○「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）」（令和4年3月25日付3文科教第1398号総合教育政策局長通知）

別添

○「令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について（周知）（令和4年3月22日付高等教育企画課事務連絡）」

https://www.mext.go.jp/content/20220318-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

○「大学等における遠隔授業の取扱いについて」（令和3年4月2日付け3文科高第9号高等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/content/20210426-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

○「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年2月2日一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000892312.pdf>

○「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び濃厚接触者の特定に係る取扱いの変更等について（周知）」（令和4年3月17日付高等教育企画課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20220317-mxt_kouhou01-000004520_02.pdf

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教員養成企画室教職大学院係

電 話：03-5253-4111（内線 5003）

E-mail：kyoin-y@mext.go.jp

この度公布された、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第1397号）」等の概要及び留意事項について通知します。

3 文科教第 1398 号

令和 4 年 3 月 25 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
 各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 員 会 教 育 長
 各 都 道 府 県 知 事
 構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
 の認定を受けた各地方公共団体の長
 各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
 大学を設置する各地方公共団体の長
 各 文 部 科 学 省 所 轄 学 校 法 人 理 事 長
 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
 放 送 大 学 学 園 理 事 長
 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
 各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
 文部科学省が所管する各独立行政法人の長
 文部科学省が所管する各国立研究開発法人の長
 各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長
 免許状更新講習の開設者の指定を受けた各法人の長

殿

文部科学省総合教育政策局長

藤 原 章 夫

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について
 （通知）

このたび、別添 1 のとおり「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 4 年文部科学省令第 7 号。以下「特例省令」という。）が令和 4 年 3 月 25 日に公布され、令和 4 年 4 月 1 日より施行されることとなりました。また、併せて別添 2 のとおり、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和 2 年 8 月 11 日文部科学大臣決定。令和 4 年 3 月 25 日最終改正。以下「介護等体験免除者に係る大臣決定」という。）を定めました。

これらの概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

また、小学校又は中学校の免許状の教職課程を置く各国公立大学及び各指定教員養成機関並びに独立行政法人国立特別支援教育総合研究所におかれては、令和2年度から令和4年度までの間に介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号。以下「特例法」という。）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な学生等のために、今般定める介護等体験の代替措置の実施に御協力くださるようお願いいたします。

教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第3備考第6号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）又は免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という。）の開設者におかれては、それぞれ下記2（2）の介護等体験免除者に係る大臣決定1（6）又は（7）に係る措置を実施するため、別紙3及び4の内容を踏まえ、介護等体験の代替措置の対象となる科目又は講習の指定申請について、御検討くださるようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知するようお願いいたします。

記

1 改正等の趣旨

令和4年度の教育実習及び介護等体験の実施については、令和2年度及び令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、教育実習及び介護等体験の受入れが困難な状況もあり得ること等から特例を延長する。

2 改正等の要点

（1）教育実習の実施に関する特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、大学等が令和2年度から令和4年度までの間に教育実習の科目の授業を実施できないことにより、教職課程を置く各国公立大学、各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）に在学する学生又は科目等履修生が教育実習の科目の単位を修得できないときは、課程認定を受けた教育実習以外の科目の単位をもってあてることができることとする。

(2) 介護等体験の実施に関する特例

- ① 令和2年度から令和4年度までの間に介護等体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、第3条第1項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とすること。

(特例省令第2号関係)

- ② 上記①で定める介護等体験を免除する者として、令和2年度から令和4年度までの間において介護等体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者であって、次のアからキまでのいずれかに該当するものとしたこと。

ア 大学等（国公私立大学については、小学校又は中学校の免許状の教職課程を置くものに限る。イ～エ及び4（2）②～④において同じ。）において、令和4年度までに、当該大学等が認定を受けた特別支援学校の教諭の普通免許状に係る課程において開設される特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した者

イ 令和4年度までに、医療関係職種等の各学校、養成所又は養成施設の指定を受けている大学等において開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した者

ウ 令和4年度までに、社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）第5条第1項の規定により実習演習科目の確認を受けた大学等における当該実習演習科目の単位を1単位以上修得した者

エ 在学する大学等において、令和4年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置を受けた者

オ 令和4年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目のうち1科目以上の履修の認定を受けた者

カ 免許法認定通信教育において、令和4年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した科目の単位を1単位以上修得した者

キ 令和2年度から令和4年度までの間に開設されるインターネット型等の免許状更新講習であって、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定したものの課程のうち

18 時間以上の履修の認定を受けた者

(介護等体験免除者に係る大臣決定)

③ その他

- ・ 上記②イに関して、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして大学等が認めた科目があるときは、大学等は当該科目をインターネット等により公表すること。
- ・ 上記②カの指定科目及びキの特定講習の指定に関して、免許法認定通信教育及び免許状更新講習の開設者からの申請に基づき指定すること
- ・ 上記②アからキまでに係る措置を受けたことを証する証明書に関し、必要な事項を定めたこと

など、上記②アからキまでに係る措置の実施に必要な事項を定めたこと。

(介護等体験免除者に係る大臣決定)

3 施行日

令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしたこと。

4 留意事項等

(1) 教育実習の実施に関する特例

① 教育実習特例等の内容及び活用

ア 令和 2 年度から令和 4 年度までの間に教育実習の科目の履修を希望しながら、大学等が授業を実施できないことにより単位を修得することができないときは、卒業年次の学生等であるか否かに関わらず、教育実習特例の対象とすること。

イ 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」(令和 2 年 8 月 11 日付け 2 文科教第 403 号総合教育政策局長通知) 4 (1) ②において令和 2 年度に限り行うこととされたものを令和 3 年度及び令和 4 年度も引き続き行うこととして、教育実習の科目の総授業時間数の全部又は一部を大学等が行う授業により行うことができることとする。

その際、教育実習の科目であることが前提であることから、大学等が授業を行う場合は、教育実習に相当する教育効果を有することが認められるものであり、かつ、学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるような実習・演習等として実施すること等に努めることが強く期待されること。

ウ 令和 2 年度から令和 4 年度までにおいては、小学校等における教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を支援する等の学習支援等のために配置される人材(いわゆる学習指導員)等として

の活動を教育実習の科目の授業として位置付けることも可能であること。

エ 教育実習は、学校教育の実際を体験的、総合的に理解できる重要な機会であり、本来、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ履修すべき科目であるため、(3)を参考に可能な限り教育実習を実施することを検討した上で、それでもなお当初想定していた受入先の小学校等での受入れが困難になった場合であって、代替となる受入先の小学校等が見つからない学生等がいる場合などは、安易に教育実習特例の活用を検討するのではなく、まずは、イ、ウの大学等が行う授業や学習指導員としての活動を教育実習の科目の授業として位置付けることを検討すべきであり、その場合であっても可能な限り、受入先の小学校等で行う教育実習と組み合わせて実施することについて検討することを原則とすること。

そのため、教育実習特例は真にやむを得ない場合にのみ活用することとし、また、教育実習特例を活用する場合やイ、ウによる場合においても、新型コロナウイルス感染症の状況に十分注意しつつ、学生が学校教育の実際を体験的、総合的に理解できる機会(例えば学習指導員としての活動等)の活用を積極的に促進することが期待されること。

オ なお、教育実習特例の対象となる教育実習以外の科目の単位については、大学等の教職課程において学生等が修得する令和2年度から令和4年度までの間の単位に限定されず、令和元年度以前に既に修得した単位や、令和5年度以後に修得する予定の単位をあてることも差し支えないこと。

② 大学等における教職課程の編成及び履修指導等

ア 教育公務員特例法等の一部を改正する法律(平成28年法律第87号)による改正前に現に大学等に在学等していた者と、改正後に入学等した者が併存することに留意して、各々に応じた科目の開設及び履修指導を行う必要があること。

イ 教育実習特例を活用して教育実習以外の科目の単位をもって教育実習の科目の単位にあてた場合には、当該科目の履修については、教育実習の科目の単位以外には免許状の授与に必要な最低修得単位数に算入できないことに留意して、学生等に履修指導を行うこと。

ウ ①オのとおり、教育実習特例の対象となる教育実習以外の科目の単位については、令和元年度以前に既に修得した単位や令和5年度以後に修得する予定の単位としても差し支えないことから、令和元年度以前に学生等が在学していた又は令和5年度以後に学生等が在学している大学等

が学力に関する証明書（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第7条第1項）を発行する際は、令和2年度から令和4年度までの間に学生等が在学していた大学等と連携を取り、場合によっては学生等が特例対象者であることを当該大学等に証明してもらうことなど適切な対応をお願いしたいこと。

エ 教育実習特例を活用した教育実習以外の科目の単位は教育実習の科目の単位とすることとなるため、大学等が発行する学力に関する証明書において当該特例の扱いを記載する必要はないこと。

③ 都道府県教育委員会における免許授与事務

教育実習特例を活用した教育実習以外の科目の単位は教育実習の科目の単位とすることとなるため、都道府県教育委員会においては、免許状の授与に当たり当該特例を活用したか否かについての確認は不要であり、また免許状の備考欄等への記載も不要であること。

④ 小学校等で勤務するに当たっての研修の実施等

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会及び中核市教育委員会、学校法人、附属学校を置く国公立大学法人、学校設置会社においては、新規採用者の中に教育実習特例等を活用した者が存在することを念頭に、小学校等での教師としての勤務を円滑に行えるよう、必要に応じ例えば初任者に対する指導、育成に際し、授業観察を通じた実践的な指導等を充実するなど、初任者研修を含めた研修の在り方について十分配慮していただきたいこと。

(2) 介護等体験の実施に関する特例

① 介護等体験の内容

ア 介護等体験の内容については、特例法第2条第1項にいう「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」とは、介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定されること。

また、特別支援学校や特別支援学級を設置する又は通級による指導を行う小学校等において行われた教育実習や、受入施設において行われた他の資格取得に際しての介護等実習等は、上記の体験が行われた部分について介護等体験として、期間に算入すること。証明書を発行する際は当該体験が行われた部分の期間を記入すること。

イ 1日あたりの介護等体験の時間としては、受入施設の職員の通常の業務量、介護等体験の内容等を総合的に勘案しつつ、適切な時間を確保するものとする。また、新型コロナウイルス感染症のまん延又は自然災害等によって、介護等体験の実施時間が確保できない場合にも配慮しつつ、1日当たり必要最低限の時間で実施することも考えられること。

ウ 介護等体験の期間については、7日間を超えて行っても差し支えないこと。なお、その場合においても特別支援学校における介護等体験については必ず行うようにすることが望ましいこと。

期間の計算については、受入施設においてそれぞれ連続して介護等体験を行う場合のほか、免許状取得までの数年間を通じ、長期休業期間中や土曜日・日曜日などに数度に渡って、異なる2以上の受入施設において1日単位で介護等体験を行うことなども想定されること。

エ 特例法第2条第3項の規定により介護等体験を要しないこととされた者についても、介護等体験を行いたい旨の希望があれば、本人の身体の状態、受入施設の状態等を総合的に勘案しつつ、可能な限りその意思を尊重することが望ましいこと。

② 令和4年度における介護等体験の実施に関する特例

ア 介護等体験代替措置対象者について

介護等体験免除者に係る大臣決定1に定める「介護等体験代替措置対象者」の該当性の判断に当たっては、次のとおりとする。

i 令和2年度から令和4年度までの間に介護等体験を行うことを予定していたことについて

本人が令和2年度から令和4年度までの間に介護等体験を行う意思を有していたかどうかを基本とすること。介護等体験を行う意思を有していたかどうかを確認するために、介護等体験免除者に係る大臣決定5に定める証明書様式に、本人の署名等を記載することとしていること。

ii 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であることについて

令和2年度から令和4年度までの間は、受入施設等の明示の意思表示等がなくとも、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響その他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であると判断して差し支えないこと。

イ 施行日前に修得済みの科目等について

介護等体験免除者に係る大臣決定1(1)から(3)まで及び(5)か

ら（７）までに定める科目等を修得等した者には、過年度に開設された科目等を修得等した者など、本改正等の施行日前に当該科目等を修得等した者も含まれること。

ウ 介護等体験代替措置対象となる科目や講習に重要な事項として含むこととされている「介護等に関する専門的知識及び技術」について

介護等体験免除者に係る大臣決定１（２）及び（６）に定める「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目並びに（７）に定める特定講習の要件とされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」免許状更新講習について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。

- i 特例法第１条に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。
- ii 介護等体験は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成９年文部省令第４０号）第２条に規定される施設及び事業等を行う施設における①アに規定する体験であることを踏まえ、上記の関連性を判断すること。
- iii 介護等体験免除者に係る大臣決定１（２）に定める医療関係職種等学校、養成所又は養成施設に指定されている大学等で開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものを大学等が認めるに当たっては、小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）における科目と相当程度内容が重複するものは避けた上で、当該科目の目的、取り扱う内容等を踏まえて判断されることとなるが、大学等として対外的に責任を持って、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目であると説明できるものである必要があること。
- iv 介護等体験免除者に係る大臣決定１（２）に定める科目を修得した者には、本改正等の施行日前に当該科目を修得した者も含まれることから、各大学等においては、過年度開設分も含めて対象科目名を公表すること。

エ 介護等体験代替措置のうち印刷教材の学修の成果を確認する措置について

- i 介護等体験免除者に係る大臣決定１（４）に定める措置を行おうとする大学等は、別紙１の「利用許諾条件書」に従い、文部科学省に「同意書兼利用態様届出書」を提出したうえで、独立行政法人国立特別支援教

育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の印刷教材を利用して、当該措置を実施すること。

- ii 当該措置は、学生等に対し上記の印刷教材を配布等した上で、これにより学修するよう指導するとともに、その学修を経て、学生が有することとなった知識及びその学修成果を教職に就くに当たりどのように生かしていくのかを総合的に論述させ、大学の責任において確認する（レポートを提出させ、その成果を確認する）ことにより行うこと。
- iii 上記レポートの確認に当たっては、1）上記の印刷教材の学修を経て自らが学んだことや考えたこと、2）その学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくか、の各項目について、学生自身の言葉で明確に述べられているかを確認するものとする。各項目の記載分量は、それぞれ概ね 600～800 字ずつ計 1,200～1,600 字程度以上を目安とすること。

上記の確認に当たっては、例えば、別紙 2 の「視覚障害児／聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書（作成例）」を参考にして様式を作成し、これを用いて確認すること。なお、上記の各項目を確認できるものであれば、各大学等において独自に用いる書類等により確認することとしても差し支えないこと。

- iv 当該措置を担当する教職員については、必ずしも特別支援教育に関する科目を担当する教員である必要はないが、当該大学等の教職課程を担当する教職員であること。
- v 「在学」には、科目等履修生として大学等に「在籍」することも含まれること。

オ 介護等体験の代替措置となる認定通信教育について

- i 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（5）に定める「履修の認定」とは、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の全ての映像講義の視聴を完了し、各映像講義の終了後に実施する「理解度チェックテスト」に全て合格することを指し、単位認定試験の合格を要しないこと。
- ii 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（5）に定める免許法認定通信教育については、受講定員、受講時期をはじめ、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において定める募集要項等に従い、実施するものであること。

カ 指定の申請について

- i 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（6）に定める指定科目の指定を受けようとする免許法認定通信教育の開設者は、別紙 3 の「指定科目実

- 施要領」に基づき、指定の申請を行うこと。
- ii 介護等体験免除者に係る大臣決定1（7）に定める特定講習の指定を受けようとする免許状更新講習の開設者は、別紙4の「特定講習実施要領」に基づき、指定の申請を行うこと。
- キ 介護等体験代替措置対象者の証明書について
- i 介護等体験免除者に係る大臣決定5に定める証明書には、介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（7）までに定める科目等の単位を修得する等の見込みであることを証明するものを含むこと。具体的には、例えば、卒業年次の後期において、介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで又は（6）に定める科目を履修している者であって、その者の学修状況等を勘案して当該科目の単位を修得することが見込まれると大学等が判断する者について、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与に関する大学一括申請手続において必要な場合に、大学等が当該単位を修得見込みである旨を明らかにすることを想定していること。
 - ii 上記の単位修得等見込みの者が当該単位を修得する等に至らないことが明らかになった場合には、当該者に対して科目等の単位を修得する等の見込みであることの証明書を発行した者は速やかにその旨を学生本人及び上記の授与手続に係る授与権者である都道府県教育委員会に通知すること。
 - iii 本改正等の施行日前に介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで及び（5）から（7）までに定める科目等を修得等した者から請求があったときも、当該者に該当する旨を証する証明書を発行するものとする。
- ③ 令和2年度から令和4年度までの間に限り行うことができる遠隔による介護等体験の取扱いについて
- ア 遠隔による介護等体験の要件
- i 受入施設と学生等がテレビ会議システム等を利用して映像及び音声を伴う同時双方向型で行われること。
 - ii 受入施設で介護等体験を行ったと評価できる実態があること（施設長からの証明書が発行できる体験実態があること）
- イ 遠隔による介護等体験を行うに当たっての留意事項
- 遠隔による介護等体験を行う場合は、以下の事項に配慮して行うことが望ましいこと。
- i 介護等体験の実施に当たっては、例えばテレビ会議システムを活用した障害者や高齢者等との交流など、学生等が受入施設に出向かない遠

隔による体験も考えられることから、大学等においては、このような点も踏まえ、受入施設とも協議の上、実施内容を検討すること。

- ii 大学等において、対象となる学生等をまとめてテレビ会議システム等に参加させる環境を整えること。

④ 教職課程のカリキュラム編成上の介護等体験の位置付けについて

大学等は、介護等体験を事前事後学習と併せて授業の一環として位置付けることで、例えば「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の事項を含む科目とすることができること。

また、特別支援学校で行う教育実習は、介護等体験と兼ねて実施したりするなど、小学校又は中学校の教諭の免許状の教職課程のカリキュラムとの関連を図り、効果的・効率的な実施に努めること。

(3) 新型コロナウイルス感染症下での教育実習及び介護等体験の実施に当たっての留意事項

① 学生への事前指導

ア 大学等は、実施の2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすことなどを学生に徹底していただくこと。体験中は、これに加えて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着することなど一層の感染症対策を行うことを学生に徹底していただくこと。

イ 大学等は、参加予定の学生の家族等に感染が確認されるなど学生が濃厚接触者に特定された場合、その時点における濃厚接触者の行動制限等に基づいて、教育実習及び介護等体験への参加を見送るなど適切に指導していただくこと。

ウ 大学等は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための取組の徹底について」（令和2年3月19日事務連絡）などの受入施設等における感染症対策の取組について十分に理解させた上で教育実習及び介護等体験に参加させていただくこと。

エ 大学等は、受入施設等における感染症対策に関する指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、受入施設等と相談の上、児童生徒、障害者、高齢者等との接触は絶対に避け、自宅で休養することを学生に徹底していただくこと。

② 実施前の事前調整

ア 教育実習を受け入れる小学校等や介護等体験の受入施設（以下、「受入施設等」という。）の今年度の受入人数が制限される場合には、卒業年次

の学生など教育実習及び介護等体験を次年度に実施することができない事情のある学生を優先していただきたいこと。

- イ 受入施設等においては、通常期と同様の教育実習や介護等体験の実施が困難な場合もあると考えられる。「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、実施内容や方法等について受入施設と相談しつつ弾力的に検討していただきたいこと。

なお、教育実習において実施期間を変更する場合でも、単位数や履修方法（必修又は選択の別）に変更がない限りは、これに伴う教職課程認定上の手続は必要ないこと（以下ウについても同様）。

また、新型コロナウイルス感染症については、下記の文部科学省のホームページなどを通じて関係省庁や自治体等からの最新情報も十分に踏まえて対応いただきたいこと。

文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ウ 大学設置基準等において、実習は 30 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位としていることから、(1) ①イ、ウによらず可能な限り教育実習を実施する観点から、教育実習の授業時間数や実施期間の設定に当たっては、教育実習生を受け入れる小学校等の状況も踏まえ、弾力的に検討していただきたいこと（例えば、最低修得単位数が 4 単位の場合は 120～180 時間となり、教育実習の実施期間としては 3～4 週間程度となる）。

- エ 教育実習の期間や内容、方法等の検討に当たっては、大学等における事前・事後指導等で履修すべき内容と小学校等での教育実習で履修すべき内容や活動の在り方を見直すことも考えられること。

- オ 大学等は、受入先の小学校等の確保も含め、教育実習の全般にわたり、小学校等や教育委員会と連携しながら、責任をもってその円滑な実施に努めなければならないとされており（教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）第 22 条の 5）、教育実習の実施方法や内容等の変更について、主体的に受入先の小学校等や教育委員会に連絡・相談していただきたいこと。また、学生が教育実習の科目の履修に不安を抱えていることも考えられることから、学生に対し丁寧の説明していただきたいこと。

③ 教育実習又は介護等体験中の留意事項

学生の感染が判明した場合や地域の感染拡大の状況等により、急遽、教育実習又は介護等体験を中止せざるを得ない場合などにおいては、大学等、学生、受入施設等、教育委員会や社会福祉協議会が速やかに連絡を取り合うことができるよう、大学等は確実に連絡体制を構築していただくこと。

④ 教育実習又は介護等体験後の留意事項

- ア 教育実習又は介護等体験の終了後に学生の感染が判明した場合、大学等は、関係する教育委員会や社会福祉協議会、受入施設等に速やかに連絡するとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び濃厚接触者の特定に係る取扱いの変更等について（周知）」（令和4年3月17日付事務連絡）踏まえ、適切な対応を行っていただきたいこと。
- イ 教育実習中の状況により、十分に実施できなかった内容があった場合には、大学等は事後指導等において、補充的な内容の授業等を行っていただきたいこと。

添付資料：

- 別添1 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」（令和4年文部科学省令第7号）
- 別添2 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和4年3月25日最終改正。）
- 別紙1 「利用許諾条件書」
- 別紙2 「視覚障害児／聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書（作成例）」
- 別紙3 「指定科目実施要領」
- 別紙4 「特定講習実施要領」
- 参考資料1 「令和2年度から令和4年度までの間に実施が困難となった教育実習の代替措置」
- 参考資料2 「小中学校の教員免許状授与に必要な介護等体験の代替措置等について」（概要）

本件担当：

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課教員免許企画室免許係
電話：03-5253-4111(内線：3969)
E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

○文部科学省令第七号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第四条の二第二項及び別表第一備考第一号並びに小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第三項の規定に基づき、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

文部科学大臣 末松 信介

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「又は令和三年度」を「から令和四年度までの間」に改める。

一 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）附則第四十二項

二 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）附則第二項

三 教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十一号）附則第八項

附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者

令和二年八月十一日

(令和三年四月十三日一部改正)

(令和四年三月二十五日最終改正)

文部科学大臣決定

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定に基づき、同項に規定する文部科学大臣が定める者を次のように定め、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和二年文部科学省令第二十九号）の施行の日から施行する。

1. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者について

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者は、令和二年度から令和四年度までの間において介護等の体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等の体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等の体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）であって、次の（1）から（7）までのいずれかに該当するものとする。

- （1）課程認定大学等（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）別表第一備考第五号イに規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学、免許法別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する小学校又は中学校の教員養成機関、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）による改正前の免許法（以下「旧法」という。）による小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学又は旧法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている小学校又は中学校の教員養成機関をいう。以下同じ。）

において、令和四年度までに、当該課程認定大学等が認定を受けた特別支援学校の教諭の普通免許状に係る課程において開設される特別支援教育に関する科目の単位を一単位以上修得した者

(2) 令和四年度までに、別表の第一欄に掲げる指定を受けている課程認定大学等において開設される科目のうち、同表の第二欄に掲げる規定により定められている教育内容に関するものであって、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該課程認定大学等が認めるものの単位を一単位以上修得した者

(3) 令和四年度までに、社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第三号）第五条第一項の規定により実習演習科目の確認を受けた課程認定大学等における当該実習演習科目の単位を一単位以上修得した者

(4) 在学する課程認定大学等において、令和四年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法別表第三備考第六号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置を受けた者

(5) 令和四年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目のうち一以上の科目の履修の認定を受けた者

(6) 免許法認定通信教育において、令和四年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が3の規定により指定した科目（以下「指定科目」という。）の単位を一単位以上修得した者

(7) 免許法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という。）であって、文部科学大臣が4の規定により指定したもの（以下「特定講習」という。）の課程のうち十八時間以上の履修の認定を受けた者

2. 1 (2) について

課程認定大学等は、1 (2) の規定により、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして認めた科目があるときは、当該科目をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

3. 1 (6) について

(1) 指定科目は、免許法認定通信教育の開設者からの申請に基づき、文部科学大臣が指定する。

(2) 文部科学大臣は、指定科目を指定したときは、当該指定科目をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(3) 指定科目の指定に関する手続その他必要な事項については、別に定める。

4. 1 (7) について

- (1) 特定講習の指定の基準は、次のとおりとする。
 - イ 講習の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
 - ロ インターネットを利用する方法又は放送の視聴により学修させるもの（対面による方法と組み合わせて行うものを除く。）であること。
 - ハ 令和五年三月三十一日までの間に、受講及び課程の一部の履修の認定が可能なものであること。
- (2) 特定講習は、免許状更新講習の開設者からの申請に基づき、文部科学大臣が指定する。
- (3) 文部科学大臣は、特定講習を指定したときは、当該特定講習をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
- (4) 特定講習の開設者は、1（7）に定める者になろうとする者が特定講習の受講を求めたときは、当該特定講習の実施に支障のない限り、これに応ずることができる。
- (5) 特定講習の開設者は、特定講習を受講する介護等体験代替措置対象者をその他の受講者と区分して管理しなければならない。
- (6) 特定講習の指定に関する手続その他必要な事項については、別に定める。

5. 証明書について

- (1) 1（1）から（7）までに掲げる者は、免許法第五条の二第一項の規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、それぞれ1（1）から（7）までに掲げる者に該当する旨を証する証明書を提出するものとする。
- (2) 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者（介護等体験代替措置対象者に限る。）から請求があったときは、当該者に該当する旨を証する証明書を発行するものとする。
 - イ 1（1）から（3）までに定める科目を開設する課程認定大学等 1（1）から（3）までに掲げる者
 - ロ 1（4）に掲げる者の在学する課程認定大学等 1（4）に掲げる者
 - ハ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 1（5）に掲げる者
 - ニ 1（6）により指定された科目を開設する免許法認定通信教育の開設者 1（6）に掲げる者
- (3) 特定講習の開設者は、介護等体験代替措置対象者であって特定講習の課程の一部の履修の認定を受けた者から請求があったときは、その者の当該履修に関する証明書を発行するものとする。
- (4) 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

別表

第一欄	第二欄
保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第一号の学校又は同条第二号の保健師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）別表一
保健師助産師看護師法第二十条第一号の学校又は同条第二号の助産師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表二
保健師助産師看護師法第二十一条第一号の大学、同条第二号の学校又は同条第三号の看護師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表三又は別表三の二
保健師助産師看護師法第二十二条第一号の学校又は同条第二号の准看護師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表四
理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号又は第二号の学校又は理学療法士養成施設の指定	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第三号）別表第一又は別表第一の二
理学療法士及び作業療法士法第十二条第一号又は第二号の学校又は作業療法士養成施設の指定	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則別表第二又は別表第二の二
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第二号の社会福祉士短期養成施設等又は第三号の社会福祉士一般養成施設等の指定	社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号）別表第一若しくは別表第三又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第一若しくは別表第三
社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号まで又は第五号の学校又は養成施設の指定	社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第四若しくは別表第四の二又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは別表第五
義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の学校又は義肢装具士養成所の指定	義肢装具士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省・厚生省令第三号）別表第一、別表第二又は別表第三

介護等体験代替措置完了証明書（記入例）

（ふりがな）

氏 名

（旧 姓）

（通 称 名）

生年月日

上記の者は、下記のとおり、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和4年3月25日最終改正。以下「大臣決定」という。）に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に定める文部科学大臣が定める者となるために必要な措置（を受けたこと）（の一部を受けたこと）（を受ける見込みであること）を証明する。

令和 年 月 日

〇〇大学学長 〇〇〇〇

記

1. 代替措置の種類

大臣決定1（_____）の規定による措置

2. 代替措置の具体的な内容

（大臣決定1（1）から（3）までの規定による措置の場合）

科目名	単位数	単位修得年月日
【例】〇〇〇〇	単位	令和 年 月 日

（大臣決定1（4）の規定による措置の場合）

学修した印刷教材に対応する科目名	措置完了年月日
視覚障害児の教育課程と指導法 又は 聴覚障害児の教育課程と指導法	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (5) の規定による措置の場合)

科目名	履修認定年月日
視覚障害児の教育課程と指導法 又は 聴覚障害児の教育課程と指導法	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (6) の規定による措置の場合)

科目名	単位数	単位修得年月日
【例】○○○○	単位	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (7) の規定による措置の場合)

特定講習たる免許状更新講習の名称及び認定番号	時間数	履修認定年月日	対象免許種 (対象職種)
【例】【選択】○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (令○○-○○○○○-○○○○○号)	6時間	令和 年 月 日	教・養・栄

備考

- 一 2. (大臣決定 1 (7) の規定による措置の場合) の「対象免許種 (対象職種)」の欄には、教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「教」、養護教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「養」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「栄」と記入するものとする。
- 二 2. の表は、不要な部分は省略して差し支えない。また、表中の表記を一部変更しても差し支えない (例: 「単位修得年月日」を「単位修得年度学期」とする)。

【本人記載欄】

私は、令和 2 年度から令和 4 年度までの間において介護等の体験 (小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律 (平成 9 年法律第 90 号) 第 2 条第 2 項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。) を行うことを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等の体験を行う施設における受入れが困難な状況にある等の事由により、介護等の体験を行うことが困難な状況でした。

氏 名
(旧 姓)
(通称名)

利用許諾条件書

文部科学省（以下「甲」という。）は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「乙」という。）を代理して、教職課程を有する同意書（第1条に定めるものをいう。）記載の課程認定大学等（以下「丙」という。）に対して、第2条第1項第1号に定める著作物を、以下の条項に基づき利用することを許諾し、丙もその著作物の利用に際し、当該条項に同意するものとする。

第1条（契約の成立）

本書に基づく甲と丙との間の契約（以下「本契約」という。）は、丙が、甲に対し、甲の指定した様式により、本書の内容に同意する旨の同意書（以下「同意書」という。）を提出したときに成立するものとする。

第2条（利用許諾）

1 甲は、丙に対し、第1号に定める著作物（以下「本著作物」という。）につき、第2号及び第3号に定める範囲で、その利用を許諾する。

（1）利用著作物名：

乙が実施する以下の科目名で開設される免許法認定通信教育において使用される印刷教材

- ・視覚障害児の教育課程及び指導法（令和4年度前期・全15回）
- ・聴覚障害児の教育課程及び指導法（令和4年度前期・全15回）

（2）利用目的

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和4年3月25日最終改正。）1（4）に定める措置（以下「本件措置」という。）を実施するために利用する。

（3）利用方法

前号に定める目的に必要で、かつ、次項に基づき甲の承諾を得た届出の範囲内における以下の利用

- ①丙が実施する本件措置の受講学生、その他本件措置を実施するために必要と認められる範囲の者（以下、総称して「受講学生等」という。）へ配布するための複製における利用
- ②受講学生等へのインターネット送信における利用
- ③その他本件措置を実施するために必要と認められる利用形態による利用

2 利用態様の届出及び甲の承諾

丙は、前項に定める利用を行うに当たっては、事前にその具体的な利用態様について、第

1 条に定める同意書と併せて、甲の指定した様式により甲に届出を行い、甲の承諾を得るものとする。なお、甲が丙に対し、本項に基づく届出の日から7日以内に当該届出に係る利用態様の承諾の可否について何ら通知を行わない場合は、甲は当該利用態様につき承諾したものとみなす。

第3条（著作者人格権）

- 1 丙が本著作物の内容・表現又はその題号に変更を加える場合には、あらかじめ甲の承諾を必要とする。
- 2 丙は、本著作物を利用するにあたって、以下のとおり著作者の表示をしなければならない。
 - ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

第4条（納入）

- 1 甲は丙に対し、本著作物をダウンロードすることができるウェブサイトの URL（以下「本件 URL」という。）を送信する。
- 2 丙は、別途甲から送信されるパスワード（以下「本件パスワード」という。）を入力することにより、上記ウェブサイトから本著作物をダウンロードする。
- 3 丙は、甲が承諾した場合を除き、本件 URL 及び本件パスワードを第三者に開示してはならない。

第5条（対価）

第2条に基づく利用許諾に係る対価は無償とする。

第6条（期間）

本契約の有効期間は、丙が甲に対し第1条に定める同意書を提出した日から令和5年3月31日までとする。

第7条（解除）

甲は、丙が本契約に違反した場合、当該違反の是正を催告するものとし、当該催告後相当期間が経過してもなお当該違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。

第8条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合、丙は、丙が保有する本著作物に係る印刷物、電子データ、その他の複製物を全て廃棄するものとする。

第9条（権利義務譲渡等禁止）

甲及び丙は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利及び義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、又は担保に供してはならない。

第10条（事務）

本契約に基づく甲の事務は、甲の総合教育政策局教育人材政策課において行う。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関し生じた紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（その他）

本契約に定めのない事項、その他本契約に関して疑義等が生じた場合については、甲丙間で別途協議の上、解決するものとする。

令和4年3月 日

甲 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省総合教育政策局長 藤原 章夫

丙 同意書記載の通り

同意書兼利用態様届出書

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 御中

〇〇大学

当大学は、別紙の利用許諾条件書第2条第1項第1号の著作物を利用するにあたり、同書の内容に同意するものとし、また、同条第2項に基づき下記のとおり、その利用態様を届け出ます。

記

措置の名称	(例) 〇〇大学介護等体験代替措置
措置の実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
担当教職員	
定員 (受講学生の見込み数)	
利用する著作物	<input type="checkbox"/> 視覚障害児の教育課程及び指導法 (令和4年度前期・全15回) <input type="checkbox"/> 聴覚障害児の教育課程及び指導法 (令和4年度前期・全15回)
利用態様	<input type="checkbox"/> 受講学生等へ配布するための複製における利用 <input type="checkbox"/> 受講学生等へのインターネット送信における利用 <input type="checkbox"/> その他 具体的な内容:
連絡先	担当部署名: 担当者名: 電話番号: メールアドレス:

以上

(注) kaigo@mext.go.jp 宛てに御提出ください。

別紙

課程認定大学等一覧（令和4年3月現在）

小樽商科大学	東京芸術大学
帯広畜産大学	東京工業大学
北海道大学	東京農工大学
北海道教育大学	一橋大学
室蘭工業大学	東京海洋大学
北見工業大学	富山大学
弘前大学	金沢大学
岩手大学	福井大学
東北大学	岐阜大学
秋田大学	静岡大学
山形大学	愛知教育大学
福島大学	名古屋大学
宮城教育大学	三重大学
茨城大学	滋賀大学
宇都宮大学	京都大学
群馬大学	京都教育大学
埼玉大学	京都工芸繊維大学
千葉大学	大阪大学
横浜国立大学	大阪教育大学
山梨大学	神戸大学
信州大学	奈良教育大学
新潟大学	奈良女子大学
筑波大学	和歌山大学
長岡技術科学大学	兵庫教育大学
上越教育大学	奈良先端科学技術大学院大学
総合研究大学院大学	鳥取大学
筑波技術大学	島根大学
お茶の水女子大学	岡山大学
電気通信大学	広島大学
東京大学	山口大学
東京外国語大学	徳島大学
東京学芸大学	香川大学

愛媛大学	新潟県立大学
高知大学	長岡造形大学
鳴門教育大学	東京都立大学
九州大学	金沢美術工芸大学
九州工業大学	名古屋市立大学
福岡教育大学	愛知県立大学
佐賀大学	愛知県立芸術大学
長崎大学	静岡県立大学
熊本大学	福井県立大学
大分大学	岐阜県立看護大学
宮崎大学	石川県立大学
鹿児島大学	静岡文化芸術大学
琉球大学	京都市立芸術大学
鹿屋体育大学	京都府立大学
釧路公立大学	大阪市立大学
名寄市立大学	大阪府立大学
青森公立大学	神戸市外国語大学
会津大学	滋賀県立大学
宮城大学	兵庫県立大学
岩手県立大学	下関市立大学
青森県立保健大学	山口県立大学
秋田県立大学	岡山県立大学
国際教養大学	広島市立大学
秋田公立美術大学	島根県立大学
山形県立米沢栄養大学	尾道市立大学
高崎経済大学	県立広島大学
横浜市立大学	新見公立大学
都留文科大学	福山市立大学
群馬県立女子大学	公立鳥取環境大学
前橋工科大学	高知県立大学
埼玉県立大学	高知工科大学
神奈川県立保健福祉大学	北九州市立大学
山梨県立大学	福岡女子大学
千葉県立保健医療大学	熊本県立大学
愛媛大学	新潟県立大学

長崎県立大学	東北工業大学
沖縄県立芸術大学	ノースアジア大学
福岡県立大学	郡山女子大学
宮崎公立大学	仙台大学
大分県立看護科学大学	青森大学
名桜大学	柴田学園大学
藤女子大学	弘前学院大学
北星学園大学	八戸工業大学
北海学園大学	八戸学院大学
酪農学園大学	盛岡大学
函館大学	医療創生大学
札幌大学	石巻専修大学
北海道科学大学	東北芸術工科大学
札幌学院大学	東日本国際大学
旭川大学	仙台白百合女子大学
北海道医療大学	青森中央学院大学
北海商科大学	東北公益文科大学
星槎道都大学	尚綱学院大学
北海道情報大学	福島学院大学
札幌国際大学	日本赤十字秋田看護大学
北翔大学	東北文教大学
公立千歳科学技術大学	千葉工業大学
苫小牧駒澤大学	千葉商科大学
北海道文教大学	麗澤大学
天使大学	和洋女子大学
稚内北星学園大学	麻布大学
星槎大学	神奈川大学
札幌大谷大学	関東学院大学
札幌保健医療大学	鎌倉女子大学
東北学院大学	湘南工科大学
東北福祉大学	相模女子大学
東北生活文化大学	鶴見大学
宮城学院女子大学	山梨学院大学
富士大学	流通経済大学
長崎県立大学	東北工業大学

獨協大学	桐蔭横浜大学
跡見学園女子大学	新潟産業大学
東京国際大学	作新学院大学
城西大学	江戸川大学
東邦音楽大学	聖徳大学
淑徳大学	帝京科学大学
フェリス女学院大学	文京学院大学
文教大学	敬和学園大学
敬愛大学	城西国際大学
中央学院大学	東洋学園大学
東京工芸大学	東京成徳大学
長野大学	目白大学
茨城キリスト教大学	清和大学
足利大学	新潟経営大学
日本工業大学	国際医療福祉大学
洗足学園音楽大学	新潟工科大学
上武大学	身延山大学
横浜商科大学	筑波学院大学
明海大学	十文字学園女子大学
神奈川工科大学	平成国際大学
関東学園大学	宇都宮共和大学
埼玉工業大学	文星芸術大学
新潟薬科大学	共愛学園前橋国際大学
常磐大学	東京福祉大学
国際武道大学	尚美学園大学
昭和音楽大学	人間総合科学大学
白鷗大学	開智国際大学
駿河台大学	松蔭大学
神田外語大学	新潟青陵大学
帝京平成大学	高崎健康福祉大学
聖学院大学	高崎商科大学
千葉経済大学	共栄大学
東京情報大学	埼玉学園大学
秀明大学	新潟医療福祉大学
獨協大学	桐蔭横浜大学

群馬医療福祉大学	昭和女子大学
田園調布学園大学	女子栄養大学
山梨英和大学	女子美術大学
松本大学	成蹊大学
浦和大学	成城大学
清泉女学院大学	聖心女子大学
武蔵野学院大学	清泉女子大学
千葉科学大学	専修大学
情報セキュリティ大学院大学	大正大学
横浜薬科大学	大東文化大学
桐生大学	高千穂大学
植草学園大学	拓殖大学
東都大学	玉川大学
横浜美術大学	多摩美術大学
日本ウェルネススポーツ大学	中央大学
横浜創英大学	津田塾大学
青山学院大学	東海大学
亜細亜大学	東京家政大学
上野学園大学	東京家政学院大学
大妻女子大学	東京経済大学
学習院大学	東京女子大学
北里大学	東京女子医科大学
共立女子大学	東京女子体育大学
国立音楽大学	東京神学大学
慶應義塾大学	東京電機大学
工学院大学	東京農業大学
國學院大學	東京薬科大学
国際基督教大学	東京理科大学
国士舘大学	東邦大学
駒澤大学	桐朋学園大学
実践女子大学	東洋大学
芝浦工業大学	東京音楽大学
順天堂大学	二松学舎大学
上智大学	日本大学
群馬医療福祉大学	昭和女子大学

日本社会事業大学	学習院女子大学
日本獣医生命科学大学	白梅学園大学
日本女子大学	東京医療保健大学
日本体育大学	東京聖栄大学
法政大学	日本教育大学院大学
武蔵大学	東京未来大学
東京都市大学	こども教育宝仙大学
武蔵野音楽大学	愛知大学
武蔵野美術大学	愛知学院大学
明治大学	愛知工業大学
明治学院大学	金城学院大学
立教大学	椙山女学園大学
立正大学	中京大学
早稲田大学	至学館大学
杉野服飾大学	同朋大学
聖路加国際大学	名古屋商科大学
文化学園大学	南山大学
明星大学	日本福祉大学
白百合女子大学	名城大学
日本女子体育大学	皇學館大学
武蔵野大学	金沢工業大学
桜美林大学	福井工業大学
帝京大学	大同大学
東京造形大学	中部大学
和光大学	名古屋学院大学
杏林大学	名古屋女子大学
創価大学	愛知学泉大学
日本文化大学	金沢星稜大学
川村学園女子大学	岐阜協立大学
恵泉女学園大学	岐阜女子大学
多摩大学	名古屋芸術大学
東洋英和女学院大学	朝日大学
駒沢女子大学	岐阜聖徳学園大学
東京純心大学	北陸大学
日本社会事業大学	学習院女子大学

愛知淑徳大学	大谷大学
名古屋音楽大学	京都外国語大学
名古屋経済大学	京都女子大学
常葉大学	同志社大学
東海学院大学	同志社女子大学
金沢学院大学	京都ノートルダム女子大学
名古屋外国語大学	花園大学
富山国際大学	佛教大学
名古屋造形大学	立命館大学
静岡理工科大学	龍谷大学
聖隷クリストファー大学	大阪音楽大学
愛知産業大学	大阪学院大学
愛知みずほ大学	大阪経済大学
静岡産業大学	大阪工業大学
鈴鹿大学	大阪樟蔭女子大学
東海学園大学	大阪商業大学
中部学院大学	大阪電気通信大学
愛知文教大学	関西大学
桜花学園大学	近畿大学
桐朋学園大学院大学	相愛大学
名古屋文理大学	桃山学院大学
金城大学	桃山学院教育大学
名古屋産業大学	関西学院大学
人間環境大学	甲南大学
仁愛大学	神戸女学院大学
愛知東邦大学	武庫川女子大学
静岡英和学院大学	天理大学
星城大学	高野山大学
名古屋学芸大学	京都光華女子大学
静岡福祉大学	京都産業大学
浜松学院大学	大阪芸術大学
北陸学院大学	梅花女子大学
修文大学	大阪産業大学
岡崎女子大学	大阪体育大学
愛知淑徳大学	大谷大学

阪南大学	関西福祉大学
芦屋大学	太成学院大学
甲南女子大学	関西国際大学
神戸海星女子学院大学	常磐会学園大学
帝塚山大学	平安女学院大学
追手門学院大学	大阪観光大学
大阪大谷大学	神戸医療福祉大学
関西外国語大学	嵯峨美術大学
帝塚山学院大学	大阪人間科学大学
大手前大学	羽衣国際大学
神戸女子大学	びわこ成蹊スポーツ大学
神戸学院大学	大阪成蹊大学
神戸松蔭女子学院大学	千里金蘭大学
神戸親和女子大学	東大阪大学
園田学園女子大学	畿央大学
京都橘大学	大阪女学院大学
四天王寺大学	藍野大学
甲子園大学	大阪青山大学
神戸国際大学	大阪総合保育大学
京都先端科学大学	森ノ宮医療大学
奈良大学	姫路大学
大阪経済法科大学	神戸常盤大学
摂南大学	びわこ学院大学
京都精華大学	京都華頂大学
奈良学園大学	宝塚医療大学
姫路獨協大学	大和大学
大阪国際大学	ノートルダム清心女子大学
流通科学大学	エリザベト音楽大学
神戸芸術工科大学	広島工業大学
京都芸術大学	広島修道大学
成安造形大学	広島女学院大学
兵庫大学	岡山理科大学
京都文教大学	岡山商科大学
関西福祉科学大学	くらしき作陽大学
奈良大学	関西福祉大学

広島文教大学	久留米大学
安田女子大学	西南学院大学
美作大学	福岡大学
広島経済大学	福岡工業大学
広島国際学院大学	九州国際大学
梅光学院大学	熊本学園大学
徳山大学	別府大学
東亜大学	鹿児島国際大学
福山大学	九州共立大学
就実大学	中村学園大学
吉備国際大学	長崎総合科学大学
川崎医療福祉大学	西日本工業大学
山陽学園大学	崇城大学
比治山大学	日本文理大学
福山平成大学	南九州大学
倉敷芸術科学大学	日本経済大学
広島文化学園大学	西九州大学
山陽小野田市立山口東京理科大学	第一工科大学
至誠館大学	沖縄大学
岡山学院大学	沖縄国際大学
中国学園大学	尚綱大学
宇部フロンティア大学	久留米工業大学
環太平洋大学	志學館大学
山口学芸大学	活水女子大学
広島都市学園大学	宮崎産業経営大学
四国学院大学	筑紫女学園大学
松山大学	福岡女学院大学
四国大学	西南女学院大学
徳島文理大学	長崎純心大学
聖カタリナ大学	宮崎国際大学
松山東雲女子大学	鹿児島純心女子大学
高松大学	九州ルーテル学院大学
九州産業大学	九州情報大学
九州女子大学	九州看護福祉大学
広島文教大学	久留米大学

九州保健福祉大学	郡山女子大学短期大学部
長崎国際大学	桜の聖母短期大学
九州栄養福祉大学	盛岡大学短期大学部
長崎外国語大学	聖園学園短期大学
平成音楽大学	東北文教大学短期大学部
長崎ウエスレヤン大学	いわき短期大学
沖縄キリスト教学院大学	福島学院大学短期大学部
山形県立米沢女子短期大学	宮城誠真短期大学
会津大学短期大学部	青森中央短期大学
長野県立大学	八戸学院大学短期大学部
三重短期大学	羽陽学園短期大学
静岡県立大学短期大学部	仙台青葉学院短期大学
倉敷市立短期大学	関東短期大学
島根県立大学短期大学部	桐生大学短期大学部
大分県立芸術文化短期大学	昭和学院短期大学
鹿児島県立短期大学	小田原短期大学
帯広大谷短期大学	鎌倉女子大学短期大学部
札幌大谷大学短期大学部	洗足こども短期大学
函館短期大学	鶴見大学短期大学部
函館大谷短期大学	山梨学院短期大学
北翔大学短期大学部	共愛学園前橋国際大学短期大学部
旭川大学短期大学部	聖徳大学短期大学部
釧路短期大学	新潟青陵大学短期大学部
拓殖大学北海道短期大学	つくば国際短期大学
光塩学園女子短期大学	常磐短期大学
札幌大学女子短期大学部	國學院大學栃木短期大学
札幌国際大学短期大学部	横浜女子短期大学
國學院大學北海道短期大学部	茨城女子短期大学
青森明の星短期大学	宇都宮短期大学
柴田学園大学短期大学部	作新学院大学女子短期大学部
修紅短期大学	清和大学短期大学部
聖和学園短期大学	帝京学園短期大学
東北生活文化大学短期大学部	飯田女子短期大学
聖霊女子短期大学	上田女子短期大学
九州保健福祉大学	郡山女子大学短期大学部

千葉経済大学短期大学部	新渡戸文化短期大学
新潟中央短期大学	桐朋学園芸術短期大学
昭和音楽大学短期大学部	帝京大学短期大学
千葉明德短期大学	駒沢女子短期大学
松本短期大学	東京成徳短期大学
湘北短期大学	和泉短期大学
育英短期大学	東京立正短期大学
足利短期大学	立教女学院短期大学
秋草学園短期大学	フェリシアこども短期大学
武蔵野短期大学	東海大学短期大学部
清泉女学院短期大学	有明教育芸術短期大学
新島学園短期大学	貞静学園短期大学
埼玉純真短期大学	富山短期大学
国際学院埼玉短期大学	金沢学院短期大学
信州豊南短期大学	北陸学院大学短期大学部
川口短期大学	東海学院大学短期大学部
山村学園短期大学	浜松学院大学短期大学部
佐野日本大学短期大学	愛知学泉短期大学
武蔵丘短期大学	修文大学短期大学部
東京経営短期大学	愛知文教女子短期大学
植草学園短期大学	至学館大学短期大学部
東京福祉大学短期大学部	名古屋短期大学
埼玉東萌短期大学	名古屋女子大学短期大学部
愛国学園短期大学	愛知みずほ短期大学
青山学院女子短期大学	名古屋柳城短期大学
上野学園大学短期大学部	仁愛女子短期大学
淑徳大学短期大学部	岡崎女子短期大学
女子栄養大学短期大学部	名古屋経済大学短期大学部
女子美術大学短期大学部	名古屋経営短期大学
白梅学園短期大学	岐阜聖徳学園大学短期大学部
星美学園短期大学	中京学院大学短期大学部
帝京短期大学	常葉大学短期大学部
東京家政大学短期大学部	名古屋文理大学短期大学部
東京女子体育短期大学	鈴鹿大学短期大学部
千葉経済大学短期大学部	新渡戸文化短期大学

高田短期大学	四條啜学園短期大学
中部学院大学短期大学部	常磐会短期大学
南山大学短期大学部	甲子園短期大学
大垣女子短期大学	大阪城南女子短期大学
愛知江南短期大学	関西女子短期大学
金城大学短期大学部	大阪千代田短期大学
豊橋創造大学短期大学部	東大阪大学短期大学部
富山福祉短期大学	神戸教育短期大学
池坊短期大学	奈良佐保短期大学
大谷大学短期大学部	奈良芸術短期大学
華頂短期大学	豊岡短期大学
京都文教短期大学	大阪女学院短期大学
京都西山短期大学	滋賀短期大学
平安女学院大学短期大学部	姫路日ノ本短期大学
龍谷大学短期大学部	滋賀文教短期大学
大阪音楽大学短期大学部	びわこ学院大学短期大学部
大阪キリスト教短期大学	白鳳短期大学
大阪夕陽丘学園短期大学	大阪健康福祉短期大学
大阪信愛学院短期大学	就実短期大学
大阪成蹊短期大学	岡山短期大学
関西外国語大学短期大学部	作陽音楽短期大学
近畿大学短期大学部	中国短期大学
四天王寺大学短期大学部	美作大学短期大学部
大阪国際大学短期大学部	安田女子短期大学
大阪芸術大学短期大学部	宇部フロンティア大学短期大学部
神戸女子短期大学	下関短期大学
頌栄短期大学	広島文化学園短期大学
聖和短期大学	比治山大学短期大学部
園田学園女子大学短期大学部	山口短期大学
湊川短期大学	山口芸術短期大学
武庫川女子大学短期大学部	山陽学園短期大学
兵庫大学短期大学部	鳥取短期大学
和歌山信愛大学	岩国短期大学
和歌山信愛女子短期大学	四国大学短期大学部
高田短期大学	四條啜学園短期大学

徳島文理大学短期大学部	徳島文理大学短期大学部
松山東雲短期大学	中九州短期大学
今治明德短期大学	福岡こども短期大学
環太平洋大学短期大学部	了徳寺大学
聖カタリナ大学短期大学部	広島国際大学
香川短期大学	育英大学
高知学園短期大学	福井医療大学
高松短期大学	ユマニテク短期大学
九州女子短期大学	愛知産業大学短期大学
香蘭女子短期大学	尚綱大学短期大学部
純真短期大学	千葉敬愛短期大学
西南女学院大学短期大学部	名古屋柳城女子大学
中村学園大学短期大学部	高知学園大学
西日本短期大学	
東筑紫短期大学	
西九州大学短期大学部	
九州龍谷短期大学	
別府大学短期大学部	
鹿児島純心女子短期大学	
別府溝部学園短期大学	
宮崎学園短期大学	
鹿児島女子短期大学	
福岡女子短期大学	
近畿大学九州短期大学	
佐賀女子短期大学	
長崎女子短期大学	
長崎短期大学	
第一幼児教育短期大学	
精華女子短期大学	
東九州短期大学	
久留米信愛短期大学	
九州大谷短期大学	
沖縄キリスト教短期大学	
沖縄女子短期大学	

別紙 2

視覚障害児／聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書（作成例）

氏名	フリガナ
学部・学科・学年	学部 学科 コース 年 組

1. 学修の成果

※「視覚障害児／聴覚障害児の教育課程と指導法」の学修を経て自らが学んだことや考えたことを 600～800 字程度で記述してください。

2. 将来の展望

※上記の学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくかを 600～800 字程度で記述してください。

指定科目実施要領

令和 2 年 8 月
(令和 3 年 4 月一部改正)
(令和 4 年 3 月最終改正)
文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

はじめに

本実施要領は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成 9 年文部省令第 40 号）附則第 2 項の規定により読み替えられた同令第 3 条第 1 項並びに「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和 2 年 8 月 11 日文部科学大臣決定。令和 4 年 3 月 25 日最終改正。以下「介護等体験免除者に係る大臣決定」という。）3（3）の規定に基づき、令和 2 年度から令和 4 年度までの間において介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成 9 年法律第 90 号）第 2 条第 2 項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）が受講する教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）別表第 3 備考第 6 号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）の科目であって介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が介護等体験免除者に係る大臣決定 3 の規定により指定した科目（以下「指定科目」という。）の実施のため、必要な事項を定めたものである。

1. 指定の基準

指定科目の指定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 科目の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) 令和 4 年度に認定を受けた免許法認定通信教育の科目であること。

2. 対象となる科目の内容

指定科目の内容は、令和4年度施行通知¹では以下のとおり示されている。

②令和4年度における介護等体験の実施に関する特例

ウ 介護等体験代替措置対象となる科目や講習に含まれることとされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項」について

介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）及び（6）に定める「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目並びに（7）に定める特定講習の要件とされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」免許状更新講習について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。

- i 特例法第1条に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。
- ii 介護等体験は、特例省令及び特例告示に規定される施設及び事業等を行う施設における①アに規定する体験であることを踏まえ、上記の関連性を判断すること。
- iii 介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）に定める医療関係職種等学校、養成所又は養成施設に指定されている大学等で開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものを大学等が認めるに当たっては、小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）における科目と相当程度内容が重複するものは避けた上で、当該科目の目的、取り扱う内容等を踏まえて判断されることとなるが、大学等として対外的に責任を持って、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目であると説明できるものである必要があること。

上記基本的考え方に關し、上記に明示されているもののほか、具体的には、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとしては、特別支援教育、生徒指導、教育相談等に関する内容が想定される。

3. 指定の手續

（1）指定の申請

指定科目の指定を受けようとする免許法認定通信教育の開設者は、指定科目指定申請書（様式1）に必要事項を記入の上、以下のとおり、文部科学省宛て

¹ 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和4年3月25日付け3文科教第1398号 文部科学省総合教育政策局長通知）

に申請するものとする。

申請期限：（1次指定）令和4年4月20日（必着）

（2次指定）令和4年4月27日（必着）

※これ以降、申請のあったものは、随時審査の上、指定する

提出方法：電子メールにより、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許企画室更新係宛てに提出

提出先：menkyo@mext.go.jp

※電子メールの件名に、下記のように記載すること。

【開設者名】指定科目指定申請書提出（介護等体験代替措置）

（2）文部科学大臣による指定・通知・公表

文部科学大臣は、指定の申請のあった免許法認定通信教育の科目について、基準に適合すると認められるものを指定し、その旨を申請した免許法認定通信教育の開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する。基準に適合しなかったものについては、その旨を当該開設者に通知する。

（3）変更の届出

指定科目の開設者は、指定科目としての指定を受けた免許法認定通信教育の内容について変更（教育課程及び指導計画の変更に限る。）を行う場合、「免許法認定通信教育認定申請等要領（令和2年度以降開設分）」3. 変更届出要領及び提出書類の様式（P. 43～）に基づき、変更届出書（様式第11号）を上記免許法認定通信教育認定申請等要領に記載する独立行政法人教職員支援機構の免許法認定通信教育担当部局に電子メールにて提出した後、以下のとおり、指定科目変更届出書（様式2）及び教職員支援機構に提出した変更届出書（様式第11号）一式（変更内容の概要が分かるものを含む。）を文部科学省担当部局に電子メールにて届け出るものとする。

届出時期：開設者による変更決定後速やかに

提出方法：電子メールにより、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許企画室更新係宛てに提出

提出先：menkyo@mext.go.jp

※電子メールの件名に、下記のように記載すること。

【開設者名】指定科目変更届出書提出（介護等体験代替措置）

文部科学大臣は、指定科目変更届出書の提出のあった科目について、変更後も指定の基準に適合すると認められるものを引き続き指定し、その旨を変更の届出をした免許法認定通信教育の開設者に通知するとともに、変更後の科目の内容について文部科学省ホームページにおいて公表する。基準に適合しなかつ

たものについては、指定を取り消し、その旨を当該開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する指定科目の一覧から削除する。

(4) 廃止の届出

指定科目の開設者は、指定科目の指定を受けた免許法認定通信教育を廃止する場合、「免許法認定通信教育認定申請等要領（令和2年度以降開設分）」3. 変更届出要領及び提出書類の様式（P. 43～）に基づき、当該認定通信教育科目を廃止する旨を記載した変更届出書（様式第11号）を上記認定申請等要領に記載する独立行政法人教職員支援機構の免許法認定通信教育担当部局に電子メールにて提出するとともに、以下のとおり、当該変更届出書（様式第11号）の写しを、文部科学省担当部局に電子メールにて届け出るものとする。

届出時期： 開設者による廃止決定後速やかに

提出方法： 電子メールにより、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許企画室更新係宛てに提出

提出先： menkyo@mext.go.jp

※電子メールの件名に、下記のように記載すること。

【開設者名】指定科目の廃止（介護等体験代替措置）

文部科学大臣は、上記届出のあった指定科目の指定を取り消し、その旨を当該開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する指定科目の一覧から削除する。

4. 指定科目の開設者の役割

(1) 介護等体験代替措置対象者の受講の受入れ

指定科目の開設者は、当該指定科目を含む免許法認定通信教育の実施に支障がない限り、介護等体験代替措置対象者の受講を認めることができる。受講申込に当たっては、様式3の受講申込書（作成例）も参照の上、受講者の確認を行うこと。

なお、指定科目につき、令和3年度以前にも同科目の免許法認定通信教育の認定を受けていた場合は、介護等体験免除者に係る大臣決定等の施行日前に当該科目を修得した者から請求があったときも、その旨を証する証明書を発行するものとする。

(2) 証明書の発行

指定科目の開設者は、介護等体験代替措置対象者であって指定科目の単位を修得した者から請求があったときは、その旨を証する証明書（介護等体験免除者に係る大臣決定で定める別記様式）を発行するものとする（介護等体験免除

者に係る大臣決定 5（2）及び（4））。

5. 指定科目に関する留意事項

指定科目に関し、介護等体験免除者に係る大臣決定及び本実施要領において、別段の定めがある場合を除き、通常の免許法認定通信教育と基本的に同様の条件等により実施すること。

様式 1

指定科目指定申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 殿

申請者名 〇〇〇〇〇〇長
〇 〇 〇 〇

このたび「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者（令和 2 年 8 月 11 日文部科学大臣決定。令和 4 年 3 月 25 日最終改正。）」に基づき、下記の免許法認定通信教育の科目について、指定科目の指定の基準に該当すると考えるため、指定を申請します。

記

〇〇〇〇学（R 4 認定通信）
〇〇論（R 4 認定通信）

<指定科目の指定の基準>

- (1) 科目の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) 令和 4 年度に認定を受けた免許法認定通信教育の科目であること。

以上

備考 指定を受けようとする免許法認定通信教育の科目の名称は、開設科目名（〇〇〇〇学（R 4 認定通信）など）を正確に記入すること。

様式 2

指定科目変更届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 殿

申請者名 〇〇〇〇〇〇長
〇 〇 〇 〇

このたび、別添の「令和4年度〇〇〇〇大学免許法認定通信教育に係る変更について（届出）」のとおり、下記の指定科目に指定された免許法認定通信教育の内容を変更したので、届け出ます。

記

開設科目名	〇〇〇〇学（R4認定通信）
<p>なお、本機関は、下記の「指定科目の指定の基準」に照らし、上記科目の内容について、</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 変更後も、指定科目の指定の基準に引き続き該当する<input type="checkbox"/> 変更後は、指定科目の指定の基準に該当しなくなったと判断し届け出ていることを申し添えます。	

<指定科目の指定の基準>

- (1) 科目の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) 令和4年度に認定を受けた免許法認定通信教育の科目であること。

以上

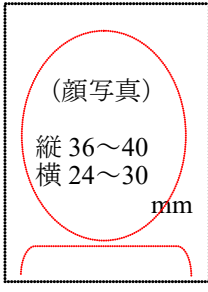
備考1 変更後の科目に対する指定の基準の該当の有無について、いずれかのチェックボックスにチェックを入れること。

備考2 複数の科目について変更がある場合は、表を追加して記入すること。

備考3 免許法認定通信教育の変更届（様式第11号）一式の写しを添付すること。

様式 3

〇〇大学 指定科目受講申込書（作成例）

ふりがな		申 込 印	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	
氏名 (旧姓) (通称名)					
連絡先	(〒 -) 都道府県 市区町村				
	(TEL) - - (携帯) - -				

○ 受講を希望する指定科目について記入してください。

科目の名称	講習期間	単位数
〇〇〇〇学（R4認定通信）	令和〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇年〇〇月〇〇日	〇単位

○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

私は、令和2年度から令和4年度までの間において介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にある等の事由により、介護等体験を行うことが困難な状況となったため、その代替として上記の指定科目の受講を希望します。

年 月 日

氏 名

備考 この様式は一例であり、別の様式・方法等により受講に必要な事項を求めることとして差し支えない。

特定講習実施要領

令和 2 年 8 月

(令和 3 年 4 月一部改正)

(令和 4 年 3 月最終改正)

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

はじめに

本実施要領は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成 9 年文部省令第 40 号）附則第 2 項の規定により読み替えられた同令第 3 条第 1 項並びに「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和 2 年 8 月 11 日文部科学大臣決定。令和 4 年 3 月 25 日最終改正。以下「介護等体験免除者に係る大臣決定」という。） 4（6）の規定に基づき、令和 2 年度から令和 4 年度までの間において介護等体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にある者その他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）が受講する介護等体験免除者に係る大臣決定 4 の規定により指定された免許状更新講習（以下「特定講習」という。）の実施のため、必要な事項を定めたものである。

1. 指定の基準

特定講習の指定の基準については、介護等体験免除者に係る大臣決定 4. では以下のとおり示されている。

4. 1（7）について

（1）特定講習の指定の基準は、次のとおりとする。

- イ 講習の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- ロ インターネットを利用する方法又は放送の視聴により学修させるもの（対面による方法と組み合わせて行うものを除く。）であること。
- ハ 令和五年三月三十一日までの間に、受講及び課程の一部の履修の認定が可能なものであること。

2. 対象となる講習の内容

特定講習の内容は、令和4年度施行通知¹では以下のとおり示されている。

②令和4年度における介護等体験の実施に関する特例

ウ 介護等体験代替措置対象となる科目や講習に含まれることとされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項」について

介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）及び（6）に定める「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目並びに（7）に定める特定講習の要件とされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」免許状更新講習について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。

- i 特例法第1条に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。
- ii 介護等体験は、特例省令及び特例告示に規定される施設及び事業等を行う施設における①アに規定する体験であることを踏まえ、上記の関連性を判断すること。
- iii 介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）に定める医療関係職種等学校、養成所又は養成施設に指定されている大学等で開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものを大学等が認めるに当たっては、小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）における科目と相当程度内容が重複するものは避けた上で、当該科目の目的、取り扱う内容等を踏まえて判断されることとなるが、大学等として対外的に責任を持って、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目であると説明できるものである必要があること。

上記基本的考え方に、上記に明示されているもののほか、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとしては、具体的には、特別支援教育、生徒指導、教育相談等に関する内容が想定される。

なお、特定講習については、免許状更新講習が、大学の教職課程等を経て教員免許状の授与を受けた現職教員等に対して、教員の職務の遂行に必要な事項に関する最新の知識技能を修得させるために開設されているものであることから、上記ウの基本的考え方「小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）において開

¹ 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和4年3月25日付け3文科教第1398号 文部科学省総合教育政策局長通知）

設される科目に相当する科目等は対象とならないこと」は観念する必要がない（適用しない）。

3. 指定の手続

(1) 指定の申請

特定講習の指定を受けようとする免許状更新講習の開設者は、特定講習指定申請書（様式1）に必要事項を記入の上、以下のとおり、文部科学省宛てに申請するものとする。

申請期限：（1次指定）令和4年4月20日（必着）

（2次指定）令和4年4月27日（必着）

※これ以降、申請のあったものは、随時審査の上、指定する

提出方法： 電子メールにより、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室更新係宛てに提出

提出先： menkyo@mext.go.jp

※電子メールの件名に、下記のように記載すること。

【開設者名】特定講習指定申請書提出（介護等体験代替措置）

(2) 文部科学大臣による指定・通知・公表

文部科学大臣は、指定の申請のあった免許状更新講習について、基準に適合すると認められるものを指定し、その旨を申請した免許状更新講習開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する。基準に適合しなかったものについては、その旨を当該開設者に通知する。

(3) 変更の届出

特定講習の開設者は、特定講習の指定を受けた免許状更新講習の講習内容について変更を行う場合、「免許状更新講習の認定申請等要領（令和4年度第4回以降申請用）」Ⅲ 免許状更新講習の変更届出要領及び提出書類の様式（P.54～）に基づき、免許状更新講習開設変更届（様式第10号）を独立行政法人教職員支援機構担当部局に免許状更新講習認定申請等システムにて Web 提出した後、本システムから免許状更新講習開設変更届（様式第10号）を出力し、特定講習変更届出書（様式2）とともに文部科学省担当部局に電子メールにて届出するものとする。

届出時期： 開設者による変更決定後速やかに

提出方法： 電子メールにより、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室更新係宛てに提出

提出先： menkyo@mext.go.jp

※電子メールの件名に、下記のように記載すること。

【開設者名】特定講習変更届出書提出（介護等体験代替措置）

文部科学大臣は、特定講習変更届書のあった特定講習について、変更後も指定の基準に適合すると認められるものを引き続き指定し、その旨を変更の届出をした特定講習開設者に通知するとともに、変更後の特定講習の内容について文部科学省ホームページにおいて公表する。基準に適合しなかったものについては、指定を取り消し、その旨を当該開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する特定講習の一覧から削除する。

（４）廃止の届出

特定講習の開設者は、特定講習の指定を受けた免許状更新講習を廃止する場合、「免許状更新講習の認定申請等要領（令和４年度第４回以降申請用）」Ⅳ免許状更新講習の廃止届出要領及び提出書類の様式（P.60～）に基づき、免許状更新講習開設廃止届（様式第11号）を独立行政法人教職員支援機構担当部局に免許状更新講習認定申請等システムにてWeb提出した後、本システムから免許状更新講習開設廃止届（様式第11号）を出力し、特定講習変更届出書（様式2）とともに文部科学省担当部局に電子メールにて届け出るものとする。

届出期限： 開設者による廃止決定後速やかに

提出方法： 電子メールにより、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室更新係宛てに提出

提出先： menkyo@mext.go.jp

※電子メールの件名に、下記のように記載すること。

【開設者名】特定講習の廃止（介護等体験代替措置）

文部科学大臣は、上記廃止届のあった特定講習の指定を取り消すとともに、その旨を当該開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する特定講習の一覧から削除する。

4. 特定講習の開設者の役割

（１）介護等体験代替措置対象者の受講の受入れ

特定講習の開設者は、特定講習の実施に支障がない限り、介護等体験代替措置対象者の受講を認めることができる（介護等体験免除者に係る大臣決定4（4））。受講申込に当たっては、様式3の受講申込書（作成例）も参照の上、受講者の確認を行うこと。

（２）受講者の区分管理

特定講習の開設者は、特定講習を受講する介護等体験代替措置対象者をその他の受講者と区分して管理しなければならない（介護等体験免除者に係る大臣決定4（5））。

（3） 証明書の発行

特定講習の開設者は、介護等体験代替措置対象者であって特定講習の課程の一部の履修の認定を受けた者から請求があったときは、その者の当該履修に関する証明書（介護等体験免除者に係る大臣決定で定める別記様式）を発行するものとする（介護等体験免除者に係る大臣決定5（3）及び（4））。

なお、特定講習につき、令和元年度以前にも同講習内容の免許状更新講習の認定を受けていた場合は、介護等体験免除者に係る大臣決定等の施行日前に当該特定講習の課程の一部の履修の認定を受けた者から請求があったときも、その旨を証する証明書を発行するものとする。

5. 特定講習に関する留意事項

（1） 全般的事項

特定講習に関し、介護等体験免除者に係る大臣決定及び本実施要領において、別段の定めがある場合を除き、通常の免許状更新講習と基本的に同様の条件等により実施すること。

（2） 「履修認定対象職種」及び「主な受講対象者」の扱い

免許状更新講習の申請要領において記載することとされている「履修認定対象職種」（選択領域講習のみの記載事項）と「主な受講対象者」（選択必修領域及び選択領域の講習のみの記載事項）については、いずれも所持する教員免許状の職種（教諭、養護教諭、栄養教諭）に対応した講習を受講してもらう観点から、設けられている項目である。

しかし、今回の介護等体験代替措置対象者については、所持する教員免許状の有効期間を更新するわけではないため、特定講習については、履修認定対象職種や主な受講対象者に関わらず、受講を認めることとする。

（3） 受講者評価の適用除外

通常の免許状更新講習の受講者に関しては、「免許状更新講習の認定申請等要領（令和4年度第4回以降申請用）」II 免許状更新講習の評価結果報告要領及び提出書類等の様式（P.46～）に基づき、講習開設者が評価結果報告において、全ての受講者における受講した講習の評価についての調査結果及び受講した人数等の報告を行うこととなっているが、介護等体験代替措置対象者につい

ては、通常受講者とは区別し、評価の対象から除外し、受講人数等にも計上しないこととする。

様式 1

特定講習指定申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 殿

申請者名 〇〇〇〇〇〇長
〇 〇 〇 〇

このたび「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者（令和 2 年 8 月 11 日文部科学大臣決定。令和 4 年 3 月 25 日最終改正。）」に基づき、下記の免許状更新講習について、特定講習の指定の基準に該当すると考えるため、指定を申請します。

記

免許状更新講習の名称	認定番号
【〇〇】〇〇〇〇	令〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号

<特定講習の指定の基準>

- (1) 当該講習の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) インターネットを利用する方法又は放送の視聴により学修させるもの(対面による方法と組み合わせて行うものを除く。)であること。
- (3) 令和 5 年 3 月 31 日までの間に、受講及び課程の一部の履修の認定が可能なものであること。

以上

備考 「免許状更新講習の名称」欄の【 】には、必修領域であれば【必修】、選択必修領域であれば【選択必修】、選択領域であれば【選択】と記入すること。

様式 2

特定講習変更届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 殿

申請者名 〇〇〇〇〇〇長
〇 〇 〇 〇

このたび、別添の免許状更新講習開設変更届のとおり、下記の特定講習に指定された免許状更新講習の内容を変更したので、届け出ます。

記

免許状更新講習の名称	認定番号
【〇〇】〇〇〇〇	令〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号
なお、本機関は、下記の「介護等体験代替措置科目の指定の基準」に照らし、上記講習の内容について、 <input type="checkbox"/> 変更後も、特定講習の指定の基準に引き続き該当する <input type="checkbox"/> 変更後は、特定講習の指定の基準に該当しなくなった と判断し届け出ていることを申し添えます。	

<特定講習の指定の基準>

- (1) 当該講習の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) インターネットを利用する方法又は放送の視聴により学修させるもの(対面による方法と組み合わせて行うものを除く。)であること。
- (3) 令和5年3月31日までの間に、受講及び課程の一部の履修の認定が可能なものであること。

以上

備考1 「免許状更新講習の名称」欄の【 】には、必修領域であれば【必修】、選択必修領域であれば【選択必修】、選択領域であれば【選択】と記入すること。

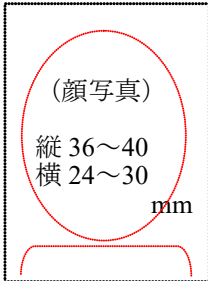
備考2 変更後の講習に対する指定の基準の該当の有無について、いずれかのチェックボックスにチェックを入れること。

備考3 複数の講習について変更がある場合は、表を追加して記入すること。

備考4 免許状更新講習開設変更届(様式第10号)をシステムから出力し、添付すること。

様式 3

〇〇大学 特定講習受講申込書（作成例）

ふりがな		申込印	生年月日	昭和・平成	年	月	日	
氏名 (旧姓) (通称名)								
連絡先	(〒 — —) 都道府県 市区町村							
	(TEL) — — (携帯) — —							

○ 受講を希望する特定講習について記入してください。

領域	講習の名称	開設日
必修領域講習		
選択必修領域講習		
選択領域講習		

○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

私は、令和2年度から令和4年度までの間において介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にある等の事由により、介護等体験を行うことが困難な状況となったため、その代替として上記の特定講習の受講を希望します。

年 月 日

氏 名

備考 この様式は一例であり、別の様式・方法等により受講に必要な事項を求めることとして差し支えない。

参考資料 1

令和2年度から令和4年度までの間に実施が困難となった教育実習の代替措置 ～小学校の教育実習（5単位）の例～

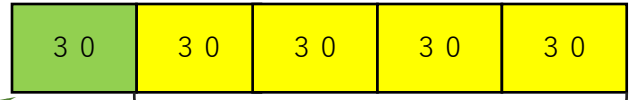
本省令改正により令和4年度の引き続き実施が可能となる事項

(1単位の授業時間を30時間で実施した場合)

代替措置を使用せず授業時間を短縮する

事前事後学習

学校での実習



120時間＝8時間×15日(3週間)

令和2年度から令和4年度までの間に限り、教育実習の科目の単位の全部又は一部を大学での実習で代替可能とする

- ・教育実習に相当する教育効果を有すること
- ・学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるような実習・演習等として実施すること

全部又は一部を大学での実習で可
学習指導員の活用も可能

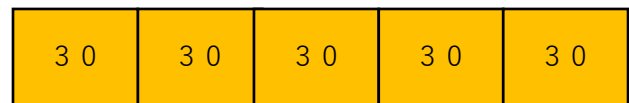


※ 上記の教育実習の授業時間を短縮する場合や大学での実習の代替を検討しても実施が困難な場合等真にやむを得ない場合のみ、以下の省令上の特例の活用を検討すること。

教育実習の科目の単位の全部又は一部を教育実習以外の科目*で代替可能とする

※各教科の指導法や特別支援、教育課程の編成方法、生徒指導等の座学の科目

全部又は一部を教育実習以外の
科目で代替可



これらを組み合わせることも可能



小中学校の教員免許状授与に必要な介護等体験の代替措置等について

1. 課題

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、小中学校の教員免許状授与の要件として、7日間の介護等体験（特別支援学校、老人福祉施設、障害者支援施設等）が必須とされている。

令和3年度に引き続き、令和4年度についても、新型コロナウイルス感染症のため介護等体験の実施が困難な事態が想定される。

2. 対応策

(1) 代替措置の設定

令和2年度から令和4年度までの間に介護等体験を予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験を行うことが困難な者であって、以下いずれかの代替措置を受けた者の介護等体験を免除する（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の改正及び文部科学大臣決定）。※学年問わず対象にする

(1) 大学等において、令和4年度までに、特別支援学校の教職課程において開設されている特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した者
(2) 令和4年度までに、医療関係職種等（※2）の養成施設に指定されている大学等において開設される科目のうち介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した者
(3) 令和4年度までに、文部科学大臣・厚生労働大臣の確認を受けた大学等における社会福祉に関する実習演習科目の単位を1単位以上修得した者
(4) 在学する大学等において、令和4年度までに（独）国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目（※3）に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置（※4）を受けた者
(5) 令和4年度までに、（独）国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目（※3）のうち1科目以上の履修の認定を受けた者
(6) 免許法認定通信教育において、令和4年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した科目の単位を1単位以上修得した者
(7) 令和4年度までに、インターネット型等の免許状更新講習で介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した講習の課程のうち18時間以上の履修の認定を受けた者

※1：「大学等」とは、小学校又は中学校の教職課程を置く大学・教員養成機関を指す

※2：介護等体験を免除されている看護師、社会福祉士、理学療法士等の9つの職種等

※3：視覚障害教育領域又は聴覚障害教育領域の教育課程及び指導法に関する科目

※4：学修成果を教職にどう生かすか等をレポートで1,200-1,600字程度記述し確認を受ける

(2) その他の対応

遠隔による体験も可能とする（通知・運用継続）

テレビ会議システムを活用した障害者や高齢者等との交流など、学生等が入施設に出向かない遠隔による体験も可能とする。

3. 施行日

令和4年4月1日